

「市直営の基幹型地域包括支援センター」の取組み報告

—平成28年度地域包括支援センター機能強化推進研修会—



本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではの
たくさんの“本物”を見つけ出し、
磨き上げ、より素晴らしいものにしていく
力を「本物力」と名付けました。

木曾三川が流れ込む桑名を
桑名城の形状であった扇の要と見立てた
イメージ等を桑名のイニシャルである
「K」のマークで表現しました。

平成28年10月3日

桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター

桑名市の概要

H16.12 旧桑名市、旧多度町、旧長島町が合併し、現在の桑名市が誕生

◆面積 136.68km²
東西 16.50km
南北 17.75km

◆日常生活圏域
6圏域(東・西・南・北・多度・長島)

◆人口 143,088人
男 70,522人
女 72,566人

◆地域包括支援センター
6箇所(直営1、委託5)

◆高齢者人口 35,232人
高齢化率 24.62%

◆要介護・要支援認定率 14.15%
(介護保険事業状況報告)



(H28. 3. 31現在)

地域包括支援センター一覧

センター名	担当地区	所在地	電話番号
東部地域 包括支援センター	精義・立教・修徳・大成・ 城東(地蔵・東野を除く)	内堀17番地	24-8080
西部地域 包括支援センター	桑部・在良・七和・久米	西金井170番地	25-8660
南部地域 包括支援センター	日進・益世・城南・ 城東(地蔵・東野のみ)	江場776番地5	25-1011
北部西地域 包括支援センター	筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・ 野田・藤が丘・陽だまりの丘・多度	多度町多度1丁目1番地 1	49-2031
北部東地域 包括支援センター	大和・新西方・深谷・長島	長島町松ヶ島66番地	42-2119
中央地域 包括支援センター	全域	中央町2丁目37番地	24-5104

1 中央地域包括支援センター (基幹型地域包括支援センター)



桑名市役所

桑名市保健福祉部

地域介護課は、
2つの係と2つの室から
成り立っています。

地域介護課

- 管理・情報係
- 介護認定審査係

サービス企画室

中央地域包括支援センター

平成18年 直営地域包括支援センター1か所開設

平成19年 委託地域包括支援センター4か所増設

(中央・東部・西部・南部・北部)

平成26年4月 直営包括の担当地区を

委託包括へ移管

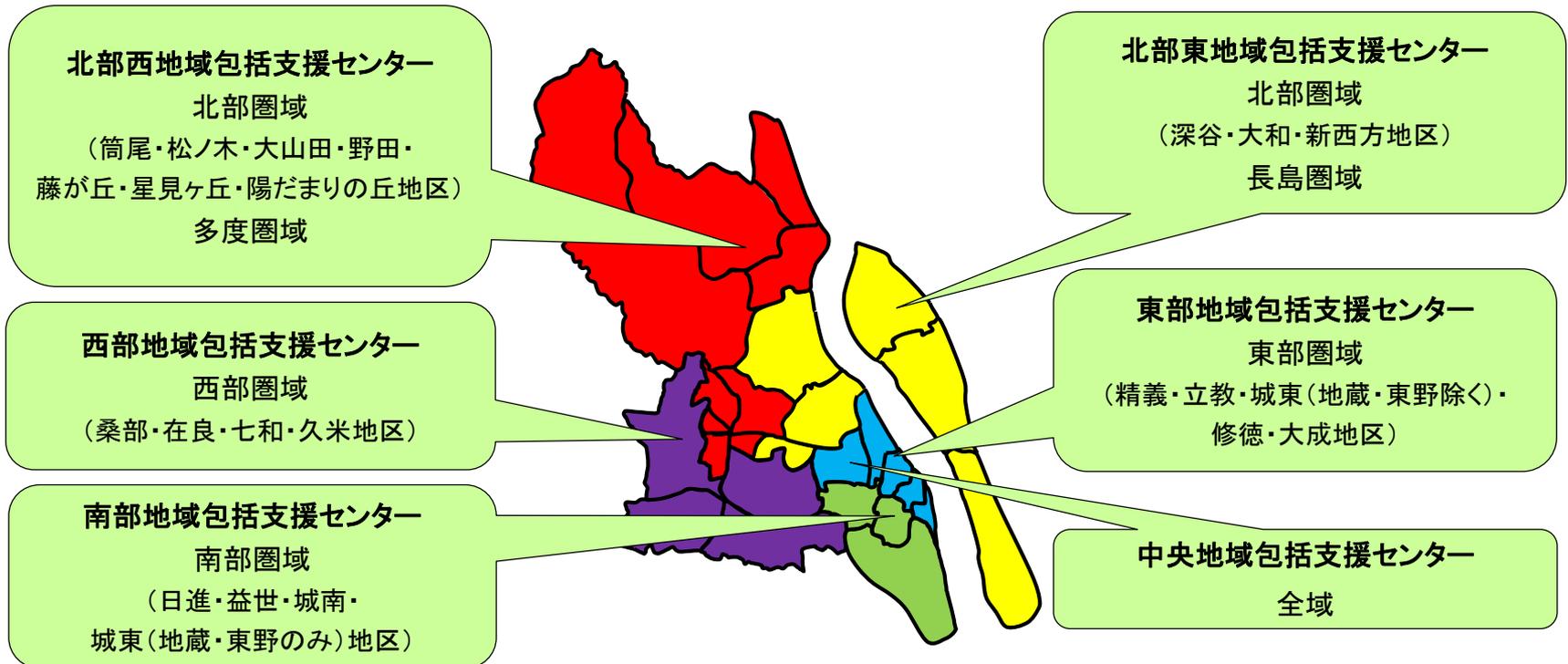
平成27年1月 北部地域包括支援センターが

2か所にわかれる



桑名市地域包括支援センターの管轄区域

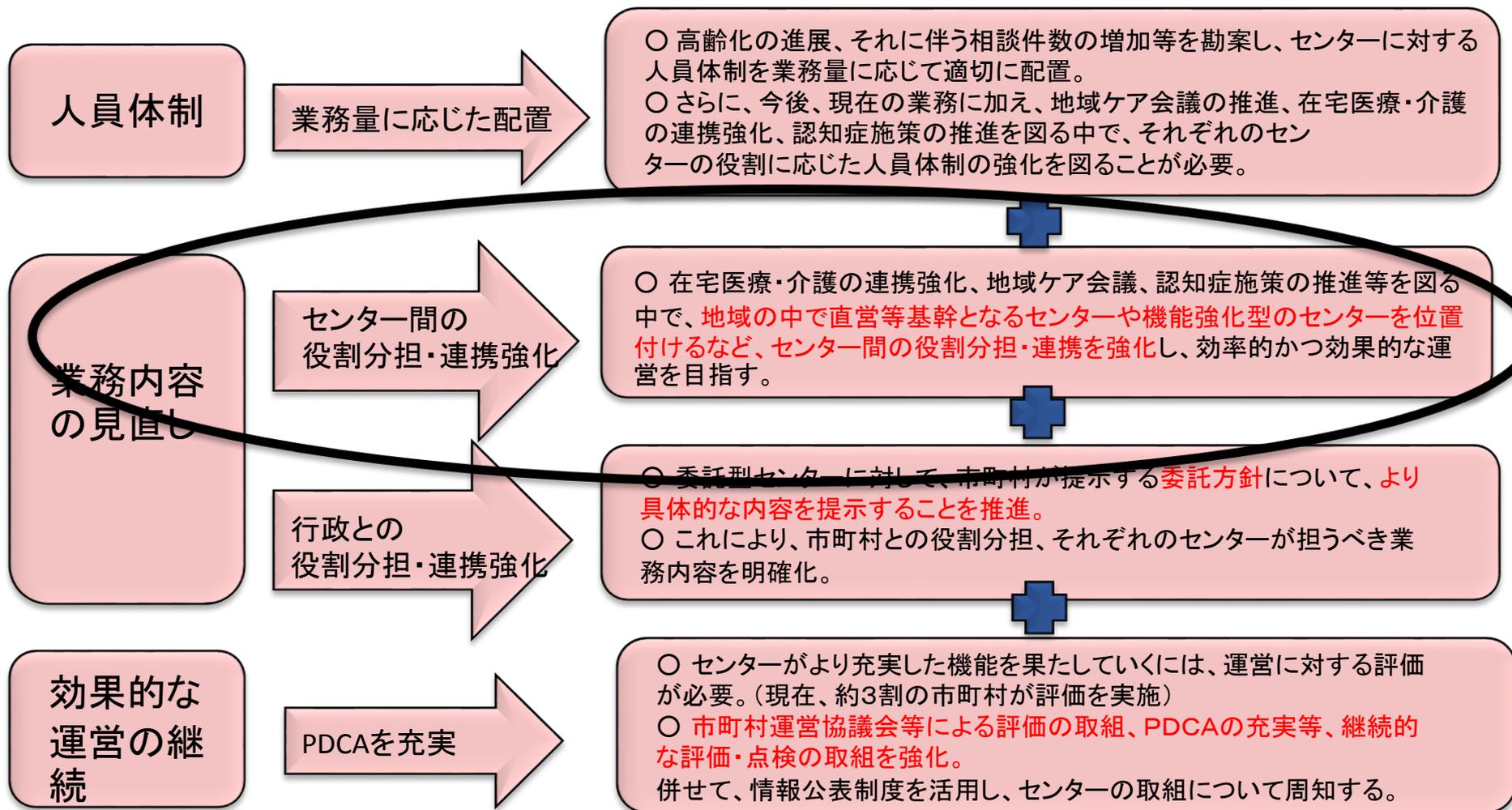
- それぞれの桑名市地域包括支援センターによって担当される65歳以上人口及び75歳以上人口をおおむね平準化。



地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)



中央地域包括支援センターと各地域包括支援センターとの役割分担の明確化 (業務内容の見直し センター間の役割分担・連携強化)

- 中央地域包括支援センターが各地域包括支援センターに対して「マネジメント(管理)」の機能を十分に発揮する環境を整備することは、重要。



- 中央地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職が各地域包括支援センターの事業運営に対する後方支援等に集中するよう、平成26年4月より、精義地区を中央地域包括支援センターから東部地域包括支援センターへ移管。
- 高齢者を対象とする相談員について、中央地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職の事務を補佐する役割を果たすよう、平成26年4月より、中央地域包括支援センターに移管して「高齢者福祉相談員」から「地域包括支援相談員」へ改称。

- 中央地域包括支援センターは、地域介護課に属する直営型センターであり、基幹型センターに位置付けられる。



- 中央地域包括支援センターの役割。

① センター間の総合調整

② 他地域包括支援センターの後方支援

③ 地域生活応援会議の運営

④ 効果的なセンター運営のための定期的な点検

【参考】「桑名市地域包括支援相談員」

- 危機の発生を前提とする「事後的な対応」から危機の発生を防止する「事前的な対応」への構造的な転換に資するよう、在宅の高齢者について、それぞれの状態像に応じ、戸別訪問等による総合相談支援を実施することは、重要。



- 平成26年4月、中央地域包括支援センターに「桑名市地域包括支援相談員」を配置。

(注)平成27年度より、5人でそれぞれの桑名市地域包括支援センターの管轄区域を担当。

- 具体的には、
 - ① 認定を受けたものの、サービスを利用しない高齢者
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータにより、「閉じこもり」で「注意」と判定された高齢者等を対象として、戸別訪問等による総合相談支援を実施。その結果に基づき、必要に応じてサービスの利用を勧奨。

(注)戸別訪問等による相談支援は、平成27年度には、3,441件。

職員の職種と主な担当業務

職種	役職等	担当包括	主な業務	各部会等	兼務
主任介護支援専門員	センター長	全域	センターに関すること	代表者会議	
管理栄養士	係長	東部	地域ケア会議に関すること	主任介護支援専門員部会・代表者会議	福祉総務課 サービス企画室
保健師A	主任	北部西	認知症施策に関すること	保健師部会	地域医療課
保健師B		配偶者同行休業中			地域保健課
保健師C		北部東	一般介護予防に関すること	保健師部会・主任介護支援専門員部会	地域保健課
社会福祉士		西部・南部	権利擁護事業に関すること	社会福祉士部会	障害福祉課
地域包括支援相談員5人	嘱託職員	委託包括単位で各自担当。	リスクの可能性のある方へ訪問	各包括支援センター連絡会議	

(平成28年4月1日現在)

3 委託地域包括支援センター



地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)

人員体制

業務量に応じた配置

- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置。
- さらに、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要。

業務内容の見直し

センター間の役割分担・連携強化

- 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、**地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。**

行政との役割分担・連携強化

- 委託型センターに対して、市町村が提示する**委託方針**について、**より具体的な内容を提示することを推進。**
- これにより、市町村との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化。

効果的な運営の継続

PDCAを充実

- センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価が必要。(現在、約3割の市町村が評価を実施)
 - **市町村運営協議会等による評価の取組、PDCAの充実等、継続的な評価・点検の取組を強化。**
- 併せて、情報公表制度を活用し、センターの取組について周知する。

人員体制 桑名市地域包括支援センターの職員配置

○ 平成27年度より、桑名市地域包括支援センターに配置される職員を平成24年度以前と比較して倍増。

	平成 19・20 年度	平成 21～24 年度	平成 25・26 年度		平成 27～29 年度
保健師又は看護師	5	5	5		10
社会福祉士	5	5	9		10
主任介護支援専門員	5	5	6		10
介護支援専門員	0	5	5		10
合計	15	20	25		40

(注) 各計数は、桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課中央地域包括支援センターの職員を除く。

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課中央地域包括支援センター

地域包括支援センターの職員配置

(単位:人)

名称	委託先	社会 福祉士	保健師 看護師	主任介護 支援専門 員	その他(ケ アマネ・相 談員等)	兼務 専門職	合計
中央地域包括支援センター	直営	1	3	1	7	8	20
東部地域包括支援センター	医療 法人	2	1	1	2	—	6
西部地域包括支援センター	社会福祉 法人	2	1	1	1	—	5
南部地域包括支援センター	医療 法人	2	2	1	2	—	7
北部東地域包括支援センター	社協	2	2	2	2	—	8
北部西地域包括支援センター	社協	2	2	2	2	—	8
合 計		11	11	8	16	8	54

(平成28年8月1日現在)

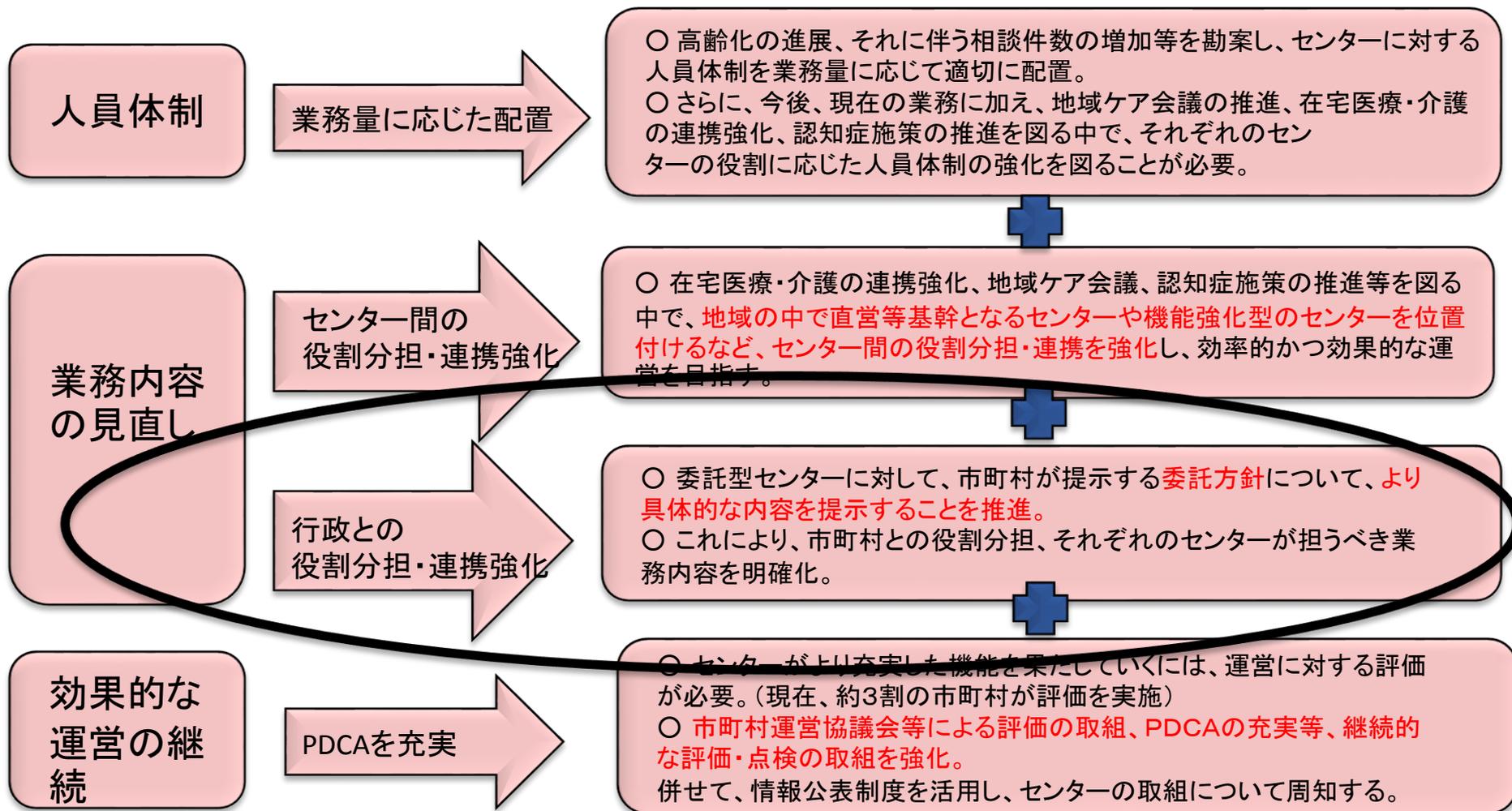
各包括の担当地区人口 (平成28年3月末現在、平成28年8月調べ)

	65歳以上人口	75歳以上人口
東部 地域包括支援センター	6,630	3,520
西部 地域包括支援センター	7,451	3,435
南部 地域包括支援センター	6,113	3,075
北部東 地域包括支援センター	7,083	3,450
北部西 地域包括支援センター	8,194	3,041

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)



桑名市地域包括支援センターの事業運営方針

- 地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市町村の委託を受けた準公的機関。



- 平成27～29年度には、桑名市地域包括支援センターの事業運営方針を提示。

① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底

② 高齢者の自立支援に向けた
ケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

③ 介護予防や日常生活支援に資する
地域づくりの推進のための
「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

① 地域包括支援センターの

位置付けに関する自覚の徹底

- 保険者である市の委託を受けて事業を運営する準公的機関。
- 地域包括ケア計画に盛り込まれた基本理念をさまざまな機会を活用して周知。

桑名市と一体的な桑名市地域包括支援センターの事業運営

- 地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づき、介護保険の保険者である市町村が自ら、又は第三者に委託して保健・福祉専門職による高齢者及びその家族に対する総合相談支援等の事業を運営する準公的機関。
(注) 地域包括支援センターの職員等は、介護保険法の規定に基づき、罰則付きの守秘義務を負うところ。
- 地域包括支援センターと地域の関係者との協働を実現する前提として、地域包括支援センターの事業運営に対する地域の関係者の信頼を確保することは、重要。



- 平成25年12月より、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対して、
 - ① 要介護・要支援認定に関するデータ
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータを提供する取扱い。
- 平成26年9月、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対し、適切、公正かつ中立な事業運営の徹底を求める通知を発出。

【参考2】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局名簿

(平成28年4月1日)

	黒田 由美子	保健福祉部長
◎	黒田 勝	保健福祉部理事（新病院・地域包括ケアシステム担当）
○	近藤 正	保健福祉部次長兼福祉総務課長
	栗田 義久	福祉総務課主幹
	位田 壮平	地域介護課長
	伊東 幸子	地域介護課サービス企画室長
	内田 貴久	保険年金課長
	安藤 昇	地域保健課長
	日美 富美代	障害福祉課長
	黒川 浄明	地域医療課長
	荒川 育子	中央地域包括支援センター長
	橘高 春樹	東部地域包括支援センター長
	三浦 浩実	西部地域包括支援センター主任介護支援専門員
	中西 健二	南部地域包括支援センター長
	片山 三紀恵	北部東地域包括支援センター長
	横野 圭子	北部西地域包括支援センター長
	加藤 洋工	桑名市社会福祉協議会事務局長
	竹内 茂	桑名市社会福祉協議会事務局次長

(注) ◎は事務局長、○は事務局次長である。

② 高齢者の自立支援に向けた ケアマネジメントのための 「チームプレー」の励行

地域包括支援センターに期待される中核的な役割は、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントに対する包括的かつ継続的な支援。

そのために3職種で高齢者それぞれの状態像に関する情報を共有し、そのうえで地域の関係者と連携・協働しなければならない。

③ 予防や日常生活支援に資する 地域づくりの推進のための 「プレーヤー」から「マネジャー」へ

【主旨】

- 自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働きかける「マネジャー」へ役割を転換

【対象】

- 地域住民

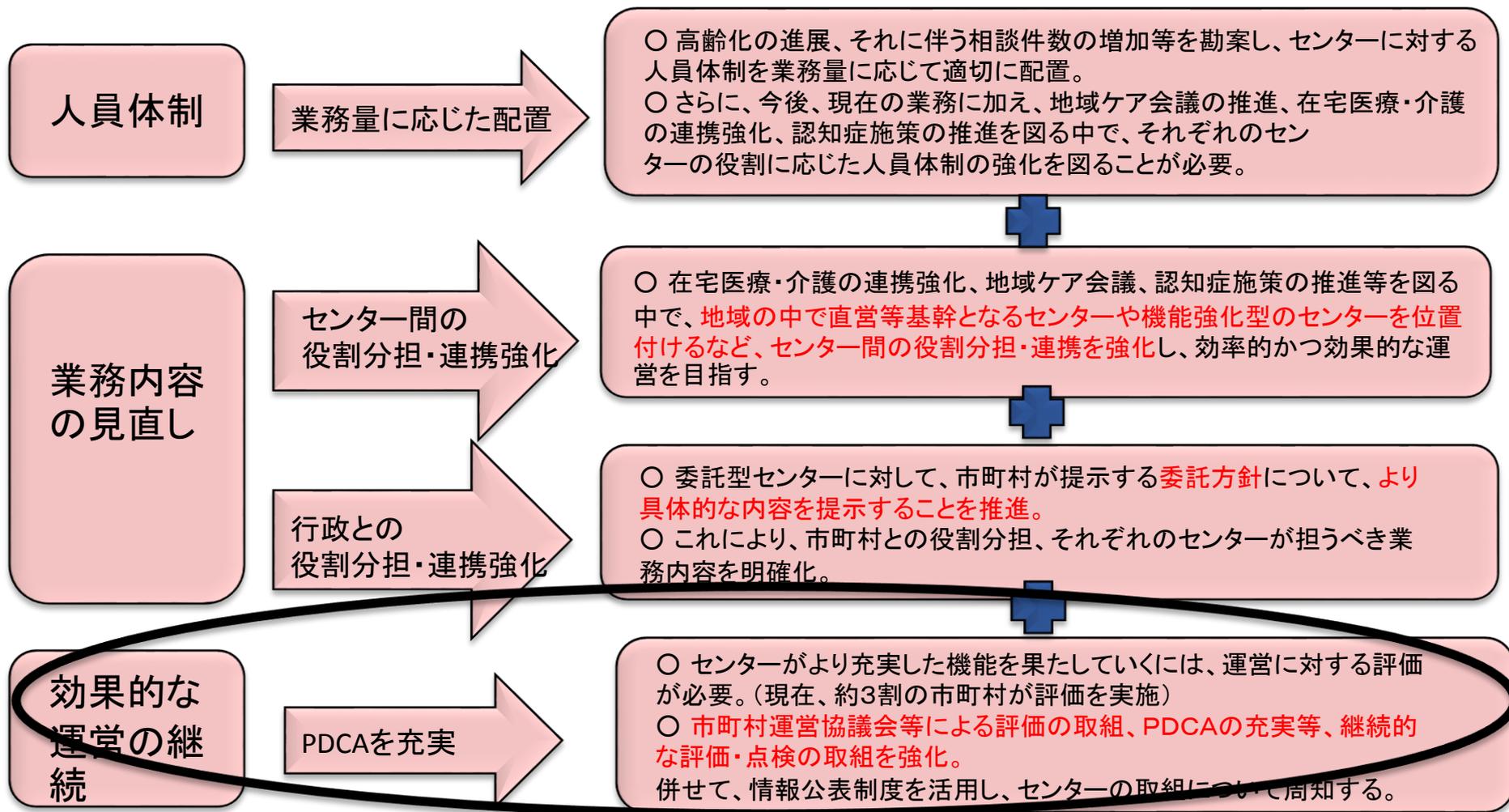
【周知内容（下記について働きかけ問題意識の共有を図る）】

- 「セルフマネジメント」の重要性
- 住民主体が取り組む、健康増進や介護予防の必要性
- 住民主体の取り組みを内外に「見える化」し、共有すること

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)



桑名市地域包括支援センターの事業運営評価

- それぞれの桑名市地域包括支援センターのさらなる機能向上及び桑名市との連携強化を図ることは、地域包括ケアシステム構築する上において、重要。



- 平成26年介護保険法の一部改正(平成27年4月1日施行)により、地域包括支援センターの設置者による自己評価と市町村による地域包括支援センターの事業実施状況の定期的な点検等の努力義務が規定された。
- 1次評価として、平成28年2月、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」において、それぞれの地域包括支援センターより、プレゼンテーションを実施し、各委員において、審査を実施。
- 2次評価として、それぞれの桑名市地域包括支援センターに対し、評価基準項目を定めた上で、平成27年度の事業運営状況について、報告を求め、実績を評価。
- 1次評価と2次評価をそれぞれの結果を元に総合的に評価し、上位2位までの地域包括支援センターには、次年度の委託料に加算をする。

評価項目

- ① 卒業あるいは自立に向かっているケースの取り組み
- ② 住民主体の地域づくりの取り組み
- ③ プレゼンテーションのスキル

①②評価項目22.5点
③の評価項目5点
合計50点満点



H28桑名市地域包括支援センター事業評価(二次評価)

評価項目

職員体制

職員の資質向上

介護予防ケアマネジメント

施設機能の地域展開

介護予防把握事業の推進

権利擁護事業の推進

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

地域支援の「見える化」・創出

ケア計画の理解及びセンターの自主性等



(各評価項目5点の50点満点)

中央地域包括支援センター機能に関する調査結果(1)

対象者: 地域介護課

(サービス企画室、中央地域包括支援センター、兼務職員サービス関係係含む)

33人中21人回答 回答率63.6%

委託地域包括支援センター

34人中23人回答 回答率67.6%

調査期間: 平成28年8月9日～15日

目的: 中央地域包括支援センターに期待する機能を、委託包括および地域介護課職員(関係課を含む)がどのようにとらえているか、また具体的な意見をいただくことにより、今後の中央地域包括支援センターの運営に活かす。

内容:

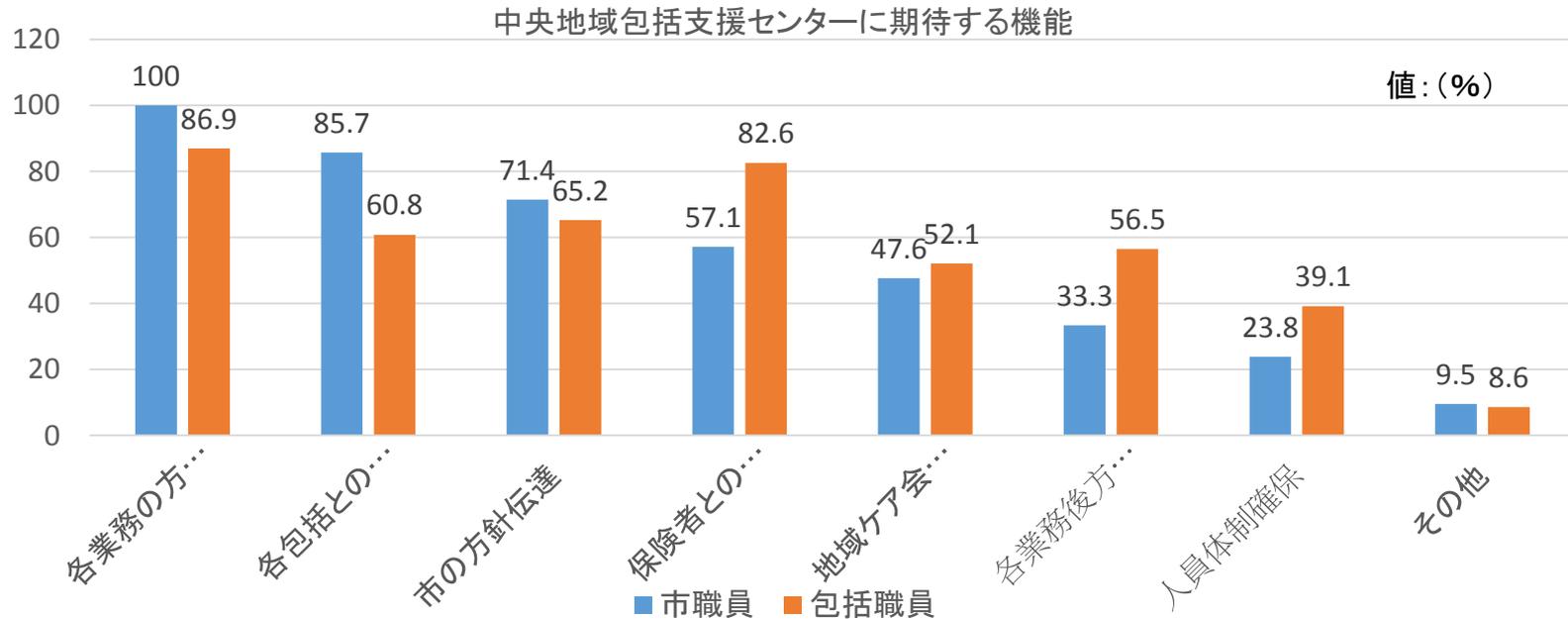
【問】 次の①～⑧で、中央地域包括支援センターに期待する項目に○を。(複数回答可)
また、優先順位の高い順に3つ○を。

- ①各業務の方向性の提示 ②各地域包括支援センターとの調整役
- ③保険者との調整役 ④市の方針の伝達 ⑤各業務の後方支援
- ⑥人員体制の確保 ⑦地域ケア会議の推進 ⑧その他

【問】 中央包括支援センターの機能について意見を。

中央地域包括支援センター機能に関する調査結果(2)

- 各業務の方向性については、市職員も委託包括職員も重要と考えている。
- 委託包括職員は、保険者との調整役を中央に担ってほしい。
- 委託包括職員は、各業務の後方支援を望んでいる。
- 市職員は、市の方針の伝達が重要と考え、その調整役を中央に望んでいる。



	1位	2位	3位
市職員	各業務の方向性の提示	各地域包括支援センターとの調整役	市の方針の伝達
包括職員	各業務の方向性の提示	保険者との調整役	各業務の後方支援

後方支援の内容(自由記載から)

- 困難事例。
- 利用者に制度説明をしても理解して頂けない時に同行し、市として説明いただきたい。
- 認知症初期集中支援事業。
- 市の他機関との調整、新しい情報の伝達、研修案内。
- 地域づくり。
- 居宅介護支援事業所ケアマネへの研修や教育。

中央包括の機能への意見(自由記載から)

- 医師会とのパイプ役。
- 各包括への連絡、調整。
- 総合相談をうけての最終的な役割。
- 包括の業務実態を把握し一定の水準を保てるよう調整・助言。
- 方向性、目指す量を目標値でもよいので示してほしい。
- 利用者へ市から直接説明する機会を設けてほしい。
- 市民に対し、広報、HPなどで地域包括ケアシステム、通いの場等を周知。
- 各業務の方向性の提示をしっかりとしてほしい。

ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

